令和３年（２０２１年）５月７日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長　様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づく営業時間短縮等の要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、感染の拡大を受けて、４月２９日から熊本市中心部の酒類提供飲食店に対して午後９時までの時間短縮営業を要請していたところですが、今後のさらなる感染拡大が懸念されることから、本日、「熊本蔓延防止宣言」を行い、対策を強化することとしました。

対策の強化に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第２４条第９項の規定に基づき、飲食店等に対する営業時間短縮等について、下記のとおりさらなる協力を要請しましたのでお知らせします。

貴機関・団体におかれましては、貴所属会員・団体等へ周知するなど、感染拡大防止対策の効果が最大化されるよう御協力いただきますようお願いします。

記

１　営業時間短縮の要請

（１）熊本市内

・内容：**熊本市全域**の酒類を提供する飲食店の営業時間を**午後８時まで**に短縮すること
（酒類のオーダーストップは午後７時まで）

・期間：５月１０日（月）午後８時から６月１日（火）午前５時まで

（２）有明保健所管内（荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町）

・内容：熊本市内の酒類を提供する飲食店の営業時間を午後９時までに短縮すること
（酒類のオーダーストップは午後８時３０分まで）

・期間：５月６日（木）午後９時から**６月１日（火）午前５時**まで（終期を延長）

２　外出自粛の要請

・熊本市及び有明保健所管内（荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町及び長洲町）の住民は、不要不急の外出（※）を自粛すること。特に、熊本市内においては午後８時以降、有明保健所管内においては午後９時以降の外出自粛を徹底すること。

※…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

（添付資料）

・第２７回熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

・熊本県公報（令和３年（２０２１年）５月７日付け号外第２４号）

＜お問合せ先＞
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
担当：中満、浦江、小堀
直通：096-333-2239（内線 5947、5948）